

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

塩竈市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宮城県塩竈市長

## 公表日

令和6年8月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報ネットワークシステムを接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル(健康管理システムファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月15日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 ・別表第一の10、93の2の項 ・別表第一主務省令の第10条、第67条の2	事後	
令和3年7月15日	I-4 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法 第19条第7号 別表第二の第115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という。)第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第115の2の項 ・主務省令 第59条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第16の3.115の2の項 ・別表第二主務省令の第12条の2の2.59条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第115の2の項 ・別表第二主務省令の第59条の2	事前	令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条及び第56条において、番号法の改正が規定され、第19条(特定個人情報の提供の制限)の規定について、第3号の次に新たに1号追加することに伴い、同条第4号以降に号ズレが生じたため。但し、施行日は令和3年9月1日とする。
令和3年7月15日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5728	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	事後	
令和3年7月15日	II-1 一つの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和3年7月15日	II-2 一つの時点の計数か	令和2年4月30日時点	令和3年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	I-5①部署	健康推進課	健康づくり課	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-5②所属長の役職名	健康推進課長	健康づくり課長	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5007	政策課 宮城県塩竈市旭町1番1号 電話 022-355-5284	事後	
令和5年3月20日	I-8 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	健康推進課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	健康づくり課 宮城県塩竈市北浜四丁目8番13号 電話 022-364-4786	事後	組織改編に伴う名称変更
令和5年3月20日	II-1 一つの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	II-2 一つの時点の計数か	令和3年4月30日時点	令和4年4月30日時点	事後	
令和5年3月20日	I-1③システムの名称	健康管理システム、団体内統合管理番号連携サーバー、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	事後	
令和5年7月28日	II-1. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年7月28日	II-2. 一つの時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 ・別表第一の10、93の2の項 ・別表第一主務省令の第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 ・別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	I-4 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第16の3.115の2の項 ・別表第二主務省令の第12条の2の2.59条の2  (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第115の2の項 ・別表第二主務省令の第59条の2	○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	令和6年5月27日付で番号法の一部が改正されたため
令和6年7月5日	II-1. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月5日	II-2. 一つの時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	